

# 鋸南町都市交流施設イベント広場屋根設置工事設計業務委託プロポーザル募集要項

## 1. 目的

鋸南町都市交流施設の校舎棟と市場棟をつなぐ屋外スペースのイベント広場は、屋根がなく雨天時の利用方法が課題となっている。

本業務では、天候に左右されず活用できる多目的空間の整備を目指して、イベント広場への屋根の設置に係る基本設計・実施設計を実施するにあたり、柔軟かつ高度な発想力や設計能力及び豊富な経験を有する設計者を選定することを目的とする。

## 2. 業務の概要

### (1) 業務名

鋸南町都市交流施設イベント広場屋根設置工事設計業務委託

### (2) 委託期間

契約締結の翌日から令和9年3月26日まで

### (3) 業務内容

鋸南町都市交流施設イベント広場屋根設置工事に係る基本設計及び実施設計業務

### (4) 契約限度額

8,000,000円（消費税及び地方消費税を含む。）

### (5) 本業務実施上の留意点

プロポーザルにおける技術提案の内容は、設計者を選定するために提出を求めるものであり、設計業務の具体的な内容や成果品の一部を求めるものではない。また、本業務の実施過程における協議等において、計画条件等が変更されることがある。

## 3. 施設の概要

### (1) 計画地

ア 事業計画地	安房郡鋸南町保田724番
イ 敷地面積	14,235.50㎡
ウ 用途地域	都市計画区域外無指定

### (2) 現況施設

ア 施設の名称	鋸南町都市交流施設
イ 所在地	安房郡鋸南町保田724番
ウ 延床面積	3,588.333㎡
エ 構造	鉄筋コンクリート造 一部 鉄骨造

### (3) 計画施設

イベント広場を天候や暑熱対策に配慮した季節を問わず活用できる多目的空間として整備するため、屋根を設置する。

### (4) 概算工事費（税込）

50,000千円

### (5) 事業スケジュール（予定）

ア 基本設計・実施設計	令和8年度
イ 建設工事	令和9年度
ウ 供用開始	令和9年度

#### 4. 設計者選定方針

業務実施における設計者の選定は、公募型プロポーザル方式に基づき、次に掲げる方針で行う。

(1) 選定委員会

設計者の選定は、鋸南町職員で組織する選定委員会の評価に基づいて行う。

(2) 第一次審査

提出書類の評価に基づき、選定委員会が提案書等の提出者の中からプレゼンテーション及びヒアリング審査に参加できる者を3～5者程度選定する。

(3) 第二次審査

第一次審査で選定された者について、提案書等並びにプレゼンテーション及びヒアリングによる選定委員会の評価を踏まえ、最優秀者1者及び優秀者1者を特定する。

(4) 設計者選定通知及び公表

設計者選定については、8(6)及び(8)に記載のとおり通知及び公表を行う。

#### 5. 参加資格要件

本町が本業務において実施するプロポーザルによる設計者の選定に参加する者（以下「参加者」という。）は、次に掲げるいずれにも該当する単体企業とする。

(1) 参加資格

ア 過去10年間（平成28年4月以降）に、地方公共団体が発注した延床面積300㎡以上の建築物の新築又は増改築工事に係る設計業務を元請として履行した実績を有すること。

イ 本公募開始日から契約日までの間のいずれの日においても、鋸南町工事等請負契約等に係る指名停止等の措置要領（平成19年告示第14号）（以下「指名停止等措置要領」という。）による指名停止を受けていないこと。

ウ 建築士法（昭和25年法律第202号）第23条第1項の規定に基づく一級建築士事務所の登録を受けていること。

エ 建築士法第10条第1項の規定に該当しない者であること。

オ 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続き開始の申立てがなされていない者（再生手続き開始の決定を受けた者を除く。）であること。

カ 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続き開始の申立てがなされていない者（更生手続き開始の決定を受けた者を除く。）であること。

キ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団員及びその利益となる活動を行う者でないこと。

ク 宗教法人法（昭和26年法律第89号）第2条に規定する宗教団体、政治資金規正法（昭和23年法律第194号）に規定する政治団体等、宗教活動や政治活動を主たる目的とする法人及び団体でないこと。

ケ 本公募開始日において法人税、法人事業税、法人住民税、消費税及び地方消費税に滞納がないこと。

(2) 配置予定技術者等

参加者は、本業務に関して次のとおり技術者を配置すること。

ア 管理技術者及び総合主任技術者は、提案書の提出時点において、参加者と直接的かつ恒常的に3か月以上の雇用関係にある者であること。

イ 総合、構造、設備の各主任技術者をそれぞれ1名配置すること。

ウ 管理技術者は、主任技術者を兼任してはならない。また、各主任技術者は、他の主任技術者を兼任してはならない。

エ 総合主任技術者を除く各主任技術者については、協力者（協力事務所）を加えることができる。

オ 本要項に基づき提出した資料（様式第6号）に記載した配置予定の管理技術者及び主任技術者を原則として変更することはできない。ただし、死亡、傷病、退職等のやむを得ない理由により変更を行う場合には、同等以上の技術者であるとの承諾を得るものとする。

管理技術者：「建築設計業務委託契約書」（平成10年10月1日建設省厚契発第37号）第16条に規定する管理技術者をいう。

主任技術者：管理技術者の下で各分担業務分野における担当技術者を総括する役割を担うものをいう。

(3) 参加に対する制限

ア 参加者1者につき1提案とする。

イ 協力者（協力事務所）は、本プロポーザルにおける参加資格を有せず、他の参加者の協力者（協力事務所）となることはできない。

(4) 失格要件

次のいずれかの要件に該当する場合、その参加者は失格となることがある。

ア 選定委員会の委員及び事務局関係者に直接又は間接を問わずプロポーザルに関して不正な接触又は要求をしたと選定委員会が認めた場合（本要項に定める手続きに関するものは除く。）

イ 審査の公平性に影響を与える行為があると選定委員会が認めた場合

ウ 本要項の規定に違反すると選定委員会の委員長が認める場合

エ 指定する様式（以下「様式」という。）によらないほか、提出書類に関して次のいずれかに該当する場合

① 提出方法、提出先及び提出期限に適合しない場合

② 様式及び記載上の留意事項に示す条件に適合しない場合

③ 記載すべき事項の全部又は一部が記載されていない場合

④ 許容された表現方法以外の表現方法を用いている場合

⑤ 虚偽の記載があるもの（契約締結後に事実関係が判明した場合においても同様とする。）

## 6. 募集及び選定スケジュール

項目	日程
募集公表	令和8年 5月 7日 (木)
質問受付	令和8年 5月 7日 (木) から 令和8年 5月14日 (木) まで
質問回答	令和8年 5月18日 (月)
参加申込書提出期限	令和8年 5月22日 (金)
参加資格審査結果通知	令和8年 5月29日 (金)
提案書提出期限	令和8年 6月 8日 (月)
第一次審査結果通知	令和8年 6月15日 (月)
プレゼンテーション・ヒアリング審査	令和8年 6月22日 (月)
第二次審査結果発表 (公表及び通知)	令和8年 6月26日 (金)

※ただし、各実施日について、事務上の都合により変更できるものとする。

## 7. 参考資料の貸与

参考資料を収録したCD-ROMを希望者に貸与する。

### (1) 参考資料

- ア 鋸南町都市交流施設増改築工事竣工図
- イ 平成26年度都市交流施設敷地現況測量業務委託測量成果報告書
- ウ 平成26年度都市交流施設地質調査業務委託報告書

### (2) 貸与期間

令和8年5月7日 (木) から令和8年5月14日 (木) まで (土・日曜日を除く。)  
午前9時から午後5時まで (ただし、正午から午後1時までの間を除く。)

### (3) 返却期限

令和8年6月8日 (月) 午後5時まで

### (4) 申請方法

貸与を希望する場合は、事務局へ電子メールにより参考資料貸与申請書 (様式第11号) を提出すること。

※参考資料の受取方法等は、申請者に別途連絡する。

## 8. 参加手続

### (1) プロポーザルに係る書類等の配布方法及び期間

#### ア 配布方法

プロポーザルに係る書類等は、鋸南町ホームページから入手するものとする。

鋸南町ホームページ <https://www.town.kyonan.chiba.jp/>

#### イ 配布期間

令和8年5月7日 (木) から令和8年6月8日 (月) まで

### (2) 質問の受付

プロポーザルに関して質問がある者は、次のとおり提出すること。

#### ア 受付期間

令和8年5月7日 (木) 午前9時から令和8年5月14日 (木) 午後5時まで

イ 提出書類

質問書（様式第12号）

ウ 提出方法

事務局へ電子メールにより提出すること。

エ 質問に対する回答

一括して質問回答書として取りまとめ、令和8年5月18日（月）までに鋸南町ホームページに掲載する。なお、質問に対しては、個別に回答は行わず、電話等の対応も一切行わない。

(3) 参加申込書の提出

ア 提出期限

令和8年5月22日（金）午後5時（必着）

（土曜日、日曜日を除く、午前8時30分から午後5時まで）

イ 提出場所

事務局へ持参又は郵送（受付期間内に事務局必着とし、配達完了が確認できる書留郵便又は宅配業者等による信書便に限る。）により提出すること。

ウ 提出書類

次のaからhまで、各1部

a 参加申込書（様式第1号）

b 設計事務所の概要（様式第2号）

c 設計事務所の業務実績（様式第3号）

d 法人の場合、登記事項証明書（履歴事項全部証明書）

e 個人の場合、身分証明書及び登記されていないことの証明書

f 印鑑証明書

g 納税証明書

法人税、法人事業税、法人住民税、消費税及び地方消費税に係る納税証明又は未納がないことを証明した書類。

h 決算報告書（直近3年度分の財務諸表）

(4) 参加資格審査結果の通知

参加資格確認終了後、令和8年5月29日（金）までに電子メールにて通知する。

(5) 提案書の受付

提案書等は、次のとおり提出すること。

ア 受付期間

令和8年6月1日（月）から令和8年6月8日（月）まで（土・日曜日を除く。）

午前9時から午後5時まで（ただし、正午から午後1時までの間を除く。）

イ 提出書類及び提出部数

① 様式第4号から第9号まで及び参考見積書（任意様式）は、様式毎にインデックスを付し、A4フラットファイルに綴り、7部（正本1部、副本6部）提出すること。なお、課題に対する提案（様式第9号）は、片袖折りとすること。

※併せて様式第1号から第9号までの電子データ（CD-ROM）1部を提出すること。

ウ 提出方法

事務局へ持参又は郵送（受付期間内に事務局必着とし、配達完了が確認できる書留郵便又は宅配業者等による信書便に限る。）により提出すること。また、提出書類の受領確認ができるよう、受付番号を付した提案書等受領書（様式第10号）を受付後に交付するため、郵送により提

出した場合は、提案書等受領書返信用封筒（長3サイズで110円切手を貼付し、返信先宛名を記載しているもの1通）を同封すること。

(6) 第一次審査結果の通知

第一次審査結果は、令和8年6月15日（月）午後5時までに全ての提出者に対して、電子メールにて通知する。

(7) プレゼンテーション及びヒアリング審査の実施

プレゼンテーション及びヒアリング審査は、非公開とする。

ア 実施日

令和8年6月22日（月）

イ 出席者

様式第6号に記載された管理技術者は必ず出席し、合計3名以内でプレゼンテーション及びヒアリング審査説明員一覧（様式第13号）を提出すること。

ウ ヒアリングの内容

提案書等の内容に関するヒアリングを実施する。

※プレゼンテーション及びヒアリング審査に関する詳細は、第二次審査対象者へ別途通知する。

(8) 第二次審査結果の通知

第二次審査結果は、令和8年6月26日（金）までに鋸南町ホームページで公表する。また、最優秀者1者及び優秀者1者に対しては、電子メール及び文書にて通知する。

## 9. 審査方法

(1) 第一次審査（書類審査）

選定委員会が審査事項に関する評価配点を決定し、参加者から提出された提案書等を採点する。プレゼンテーション及びヒアリング審査の対象者として、採点結果に基づき上位から3～5者程度を選定する。

(2) 第二次審査（プレゼンテーション及びヒアリング審査）

選定委員会は、提案書等を基にプレゼンテーション及びヒアリング審査を実施し、提案の的確性、創造性、具体性等を評価し最優秀者1者及び優秀者1者を特定する。

※1者のみ提案書等の提出となった場合でも第二次審査を行う。なお、採点結果が配点の6割に満たない場合は、最優秀者には特定しない。

## 10. 契約方法等

(1) 契約の交渉

第二次審査で選定された最優秀者と委託契約等について協議・調整し、合意した場合、契約を締結する。なお、最優秀者と委託契約が成立しない場合は、優秀者と委託契約等の協議、調整を行うものとする。

(2) 契約の締結

当該設計業務に係る委託契約は、契約限度額の範囲内で締結するものとする。

(3) 業務委託料の支払い

当該設計業務に係る業務委託料は、業務完了後一括払いとする。

## 11. その他

- (1) 提案書等の作成、提出及びヒアリングに関する費用は、提出者の負担とする。
- (2) 提出された提案書等の書類は返却しない。
- (3) 書類等の作成に用いる言語、通貨及び単位は、日本語、日本国通貨並びに日本国の標準時及び計量法（平成4年法律第51号）に定める単位に限る。
- (4) 提出書類において、他の文献を引用した場合は、出典を明示すること。
- (5) 提出書類の内容に、第三者の著作物の公表、展示等が含まれている場合には、提出者が当該第三者に承諾を得ておくこと。
- (6) 提出書類作成のために本町から受領又は閲覧した資料は、本プロポーザルに限り使用し、本町の了解なく公表、使用してはならない。
- (7) 提出書類の提出後から契約締結までの手続期間中に指名停止となった場合には、以後の本件に関する手続きの参加資格を失うものとする。なお、最優秀者が参加資格を失った場合には、優秀者と契約手続を行うものとする。
- (8) 本町は、契約を締結した者が提出された提案書等については、その内容を公開できるものとする。
- (9) 契約を締結した者の書類以外は公表しないものとする。
- (10) 参加者は、本プロポーザルに提出した書類等を雑誌、広報誌その他一般の閲覧に供する場合は、事務局の承諾を得ること。
- (11) 契約保証金は、鋸南町財務規則（昭和58年規則第1号）第145条の規定によるもの（業務委託料の10分の1以上）とする。
- (12) 設計に当たっては、本町と綿密な打合せを行い、十分意見を反映した設計とすること。
- (13) 今後の社会情勢や財政状況の変化等、やむを得ない特段の事情により事業計画等の変更又は中止をする場合がある。この場合、参加者に対して町は一切の責任を負わないものとする。
- (14) 審査方法や審査結果に関する問い合わせ及び異議申し立ては一切受け付けないものとする。
- (15) 本要項に規定されていない事項が発生した場合は、選定委員会と鋸南町が協議して決定する。

## 12. 事務局

プロポーザルの事務局は次のとおりとする。また、プロポーザルに関する問い合わせ及び書類等の提出先は、事務局とする。

鋸南町地域振興課まちづくり推進室

〒299-2192 千葉県安房郡鋸南町下佐久間3458

電話番号 0470-55-1560

FAX番号 0470-55-0421

E-mail machidukuri@town.kyonan.chiba.jp